

# ○津山工業高等専門学校留学規程

平成16年8月31日  
規程第28号

改正 平成19年12月6日規程第7号 平成26年9月3日規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校学則第25条の2第4項の規定に基づき、本校の学生が外国の高等学校又は大学（以下「学校」という。）への留学（以下「留学」という。）に関し、必要な事項を定める。

(許可基準)

第2条 留学は、以下の各号に該当する場合に許可するものとする。

- (1) 成績及び人物共に優れている者並びに留学計画が明確で、留学の目的、理由等が当該学生にとって教育上有益であると認められること。
- (2) 留学先の学校が正規の教育機関であり、体系的な教育課程を有していること。
- (3) 前号の学校に受け入れ在籍することが許可されていること。

(申請及び許可)

第3条 留学しようとする学生は、原則として出国3ヶ月前までに留学願（別紙様式1）に、次に掲げる書類の内、入手可能なものを添えて校長に願い出なければならない。

- (1) 留学先の学校の規模、沿革、教育方針、教育課程等が記載されている書類
- (2) その他、校長が必要とする書類

2 前項の願い出があったとき、校長は教務委員会の議に付し、前条各号の基準を満たしているものについては、これを許可するものとする。

3 前項の許可を受けた場合において、出国前に留学の許可基準に該当しなくなったときは、その許可を取り消すことがある。

(期間)

第4条 留学期間は、6ヶ月以上1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、留学期間の短縮及び1年以内の延長を認めることがある。

2 留学期間を、短縮又は延長しようとするときは、留学期間変更願（別紙様式2）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(留学の終了)

第5条 留学期間が終了したときは、速やかに留学終了届（別紙様式3）に次の書類を添えて校長に提出しなければならない。

(1) 留学先の学校が発行する教科科目の履修，出欠の状況及び成績等の証明書あるいは、それに代わるもの

(2) 本人の留学に関する報告書

(留学終了後の学年)

第6条 帰国後の学年については，教務委員会の審査の結果に基づき，校長が決定するものとする。

(単位の認定)

第7条 留学中の履修に係わる単位の認定は，個々の科目については行わず，当該留学生在が留学先の学校で良好に履修したと認められる場合は，原則として30単位以内で一括して認定する。ただし，認定された単位の評価は行わない。

(進級時の修得単位の特例)

第8条 留学中の履修に係る単位の認定を受けた者は，「学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程」の第14条第5号の修得累計単位数に掲げる一般科目及び専門科目の区分は適用を除外する。

(雑則)

第9条 この規程に関しての必要な事項，あるいはこの規程に基づかずに休学して留学する場合の必要な事項については，別に定める。

附 則

この規程は，平成16年8月31日から施行する。

附 則（平成19年12月6日規程第7号）

この規程は，平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月3日規程第9号）

この規程は，平成26年9月3日から施行する。